

⑦改正基本法成立

(06. 12. 16)

安倍晋三首相が最大の懸案の一つとする改正教育基本法が成立した。現行基本法になかった「国と郷土を愛する態度」を盛り込み、「公共の精神」を強調し、教育は「国民全体に対して直接に責任を負って」ではなく「法律の定めるところによって行われる」とした。

現行基本法は国家のためだった戦前の教育を否定し、個人の尊厳を柱にした教育理念をうたい、憲法の理想実現を「教育の力にまつべきもの」と規定した。改正基本法は国による統制が色濃く、これまで抑制的だった教育内容への介入も可能になる。現行法からの大転換である。

折から、いじめによる小中学生の自殺が相次ぎ、高岡南高校に端を発する必修科目の未履修問題が全国で発覚し、さらに教育改革をテーマとする政府主催のタウンミーティングで「やらせ質問」が明るみに出た。

教育基本法は理念法である。今後は下位法の学校教育法、教育免許法などの改正に移る。